

26 日 獣 発 第 43 号

平成 26 年 5 月 13 日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

豚流行性下痢の発生に対する経営支援対策の周知等について

このことについて、平成 26 年 5 月 2 日付け 26 生畜第 222 号及び 26 経営第 568 号をもって、農林水産省生産局畜産部畜産企画課長及び経営局金融調整課長から別添のとおり通知がありました。貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

このたびの通知は、全国的な豚流行性下痢（PED）発生に伴い、発生農場を中心に養豚農家が経済的影響を受け、経営に支障を来すことが懸念されることから、別添のとおり、経営支援対策について、発生農家等関係者に対して改めて周知されるよう、また、経営支援対策に係る農家からの各種申請、都道府県における計画審査・承認等について、できる限り速やかに手続きが行われるよう、都道府県畜産主務部長及び関係機関に対し別添写しのとおり依頼したことについて、了知の上、本会会員に周知を依頼されたものです。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601



26生畜第222号

26経営第568号

平成26年5月2日

公益社団法人日本獣医師会会長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

農林水産省経営局金融調整課長

豚流行性下痢の発生に対する経営支援対策の周知等について

日頃から、地域畜産の振興に御尽力頂き感謝申し上げます。

今般の全国的な豚流行性下痢（PED）発生に伴い、発生農場を中心に養豚農家が経済的影響を受け、経営に支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、別添のとおり、経営支援対策について、発生農家等関係者に対して改めて周知されるよう、また、経営支援対策に係る農家からの各種申請、都道府県における計画審査・承認等について、できる限り速やかにその手続が行われるよう、都道府県畜産主務部長及び関係機関に対して別添写しのとおり依頼しましたので、御了知の上、貴会関係会員に対し周知願います。



写

26 生畜第 222 号

26 経営第 568 号

平成 26 年 5 月 2 日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長
農林水産省経営局金融調整課長

豚流行性下痢の発生に対する経営支援対策の周知等について

日頃から、地域畜産の振興に御尽力頂き感謝申し上げます。

今般の全国的な豚流行性下痢（PED）発生に伴い、発生農場を中心に養豚農家が経済的影響を受け、経営に支障を来すことが懸念されるところです。

つきましては、別添経営支援対策について、発生農家等関係者に対して改めて周知方お願いいたします。

また、経営支援対策に係る農家からの各種申請、都道府県における計画審査・承認等におきましては、できる限り速やかにその手続が行われますよう重ねてお願いいたします。

なお、関係団体に対して別添写しのとおり依頼したので申し添えます。

（別添）

1. PED発生に係る経営支援策について
2. 畜産経営環境調和推進資金のパンフレット
3. 畜産高度化支援リース事業（畜産環境整備リース事業）のPR版
4. 農林漁業セーフティネット資金のPR版
5. 畜産特別支援資金融通事業のPR版

1 PED発生に係る養豚経営等が活用可能な経営支援策について

支 援 策	相 談 先
<p>○畜産経営環境調和推進資金 貸付限度額：負担額の80%又は3,500万円（法人は7,000万円）のいずれか低い額（※） ※ 特認の貸付限度額は負担額の90%又は1億2,000万円（法人は4億円）のどちらか低い額 （特認…家畜排せつ物の利用の促進に必要な施設の導入を図る計画又は環境保全のため家畜飼養施設を他の土地に移転する計画であるもの） 償還期限：20年以内（据置3年以内） 貸付利率：1.0% ◎ 農場の衛生環境の向上を図りたい方が活用可能</p>	<p>(株)日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫</p>
<p>○畜産環境整備リース事業 畜産農家等に対して、環境整備に必要な施設等の貸付を行う。 例：家畜飼養管理等施設等 〔 貸付対象機械：噴霧器、洗浄機、消毒器 等 貸付期間：7年間 〕 ◎ 農場の衛生環境の向上を図りたい方が活用可能</p>	<p>(一財)畜産環境整備機構</p>
<p>○農林漁業セーフティネット資金 貸付限度額：経営費の3ヶ月分又は600万円 償還期限：10年以内（据置3年以内） 貸付利率：0.40～0.55% ◎ 売上が減少（前期比10%以上）している方、所得率が前期に比べ悪化している方などが活用可能</p>	<p>(株)日本政策金融公庫 沖縄振興開発金融公庫</p>
<p>○畜産特別支援資金 貸付限度額：都道府県知事の承認を受けた経営改善計画に定める借入計画額 償還期限：7年以内（据置3年以内）または15年以内（据置5年以内） 貸付利率：1.0%（但し、一部のメニューについては貸付当初2年間は無利子） ◎ 既借入金の償還が困難な方が活用可能</p>	<p>農協、信農連、銀行等</p>

(注)各支援策とも要件がありますので、詳しくはそれぞれの「相談先」にご相談下さい。



畜産経営環境調和推進資金

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、家畜排せつ物の処理・利用のための施設・機械等の整備を円滑に行うための資金制度です。

ご利用いただける方

「処理高度化施設整備計画」について、都道府県知事の認定を受けた畜産業（畜種は牛、豚、鶏、馬に限る）を営む個人・法人

「共同利用施設整備計画」について、都道府県知事の認定を受けた農業協同組合、農業協同組合連合会、畜産業を営む方が組織する5割法人・団体

資金の使いみち

処理高度化整備計画

畜舎、堆肥舎及びこれに附帯する施設、農機具及び運搬用機具の改良、造成、取得
施設・機械の賃借料・利用料の全額の一時支払い
家畜排せつ物の処理・有効利用を行う法人に参加するための出資（施設・機械を取得する場合に限る）

共同利用施設整備計画

共同利用施設整備計画に基づく施設の改良、造成、取得

ご融資条件

償還期限： 20年以内（うち据置期間3年以内）

※ ただし賃借料・利用料の一時支払い、法人への出資は償還期限15年以内（うち据置期間3年以内）

融資限度額：

ご融資対象事業		融資限度額
処理高度化施設整備計画に基づく事業	一般	負担額の80%又は次のいずれか低い額 個人 3,500万円 法人 7,000万円
	特認※	負担額の90%又は次のいずれか低い額 個人 1億2,000万円 法人 4億円
共同利用施設整備計画に基づく事業		負担額の80%

※ 家畜排せつ物の利用の促進に必要な施設の導入を図る計画又は環境保全のため家畜飼養施設を他の土地に移転する計画であるもの

金利：（平成26年4月18日現在）

処理高度化施設整備計画 補助事業 1.00% 非補助事業 1.00%

共同利用施設整備計画 1.00%

※ 借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

担保・保証人： 担保・保証人については、原則として必要ですが、ご相談のうえ決めさせていただきます。

ご融資事例

次のような事業に畜産経営環境調和推進資金をご利用いただいています。

処理高度化施設整備計画

糞尿処理施設の高度化により家畜排せつ物の利用の促進を図る（ご融資先：養鶏業者）

事業目的	「家畜排せつ物法」にあわせて家畜排せつ物の処理を適正に行うため、攪拌・送風乾燥機能を備えた堆肥処理施設を設置するとともに、当該施設で生産された堆肥を地域農家に販売することにより、地域における家畜排せつ物の利用の促進を図る。
事業内容	堆肥処理施設の設置・施設用地の取得、攪拌・送風乾燥設備
事業費	3億2,000万円（うち畜産経営環境調和推進資金2億8,000万円） ※ 家畜排せつ物の利用の促進に必要な施設と判断されるため、融資限度額は特認を適用（負担する額の90%又は法人にあっては4億円のいずれか低い額）。

【参考】金利負担軽減措置(利子助成)について

農林水産省の補助事業の事業申請手続きを行うことにより、金利負担の軽減措置を受けることが出来ます。

※ 産地活性化総合対策事業のうち畜産経営環境調和推進事業

利子助成対象者	処理高度化施設整備計画に基づき、畜産経営環境調和推進資金の融資を受け、畜産排せつ物の利活用施設及び機械導入を行う畜産業を営む個人・法人
利子助成対象	・ 堆肥舎、排水施設、未利用資源活用施設及び附帯する農機具・運搬用機具の整備に対する融資(500万円を超える場合に限り)が、利子助成の対象となります。国庫補助残については、利子助成対象外。 ・ 利子助成の上限は2%です。このため、公庫の貸付金利が2%を超える場合は、2%を超えた部分は借入者の負担となります。
利子助成期間	貸付当初から5年以内 ※ 貸付当初からの5年間の金利負担軽減措置は、毎年度の国の予算の範囲内で実施されるものであり、予算の状況によっては、利子助成の内容に変更が生じる可能性があります。
必要な手続き	融資を受けた方自らが、農林水産省農政局等に対して、事業申請手続きを行う必要があります。

ご留意いただきたい事項

- 審査の結果により、ご希望に添えない場合がございます。
- 上記以外にも資金をご利用いただくための要件等がございます。詳しくは、最寄りの日本政策金融公庫支店（農林水産事業）までお問合せください。



日本政策金融公庫

農林水産事業本部

ホームページ <http://www.jfc.go.jp>

日本公庫

検索

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-9-4

大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

株式会社日本政策金融公庫 農林水産事業本部



【お電話でお問合せ】

フリーコール：0120-926478

（受付時間：9:00-17:00、土日祝日除く）

3 畜産高度化支援リース事業

1 事業の目的

畜産経営における家畜排せつ物の利活用の推進及び環境整備、食肉や生乳流通の効率化・合理化に必要な施設等の導入をリース方式で支援することにより、我が国畜産の安定的発展を図る。

2 事業の内容

(1) 堆肥保管施設整備リース事業

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るため、畜産農家等に対して、耕種農家が利用するための堆肥を一時的に保管するのに必要な堆肥保管庫等の貸付を行う。(貸付物件の購入費の1/2を助成。)

(2) 畜産環境整備リース事業

畜産農家等に対して、環境整備に必要な施設等の貸付を行う。

(3) 食肉販売等合理化施設整備リース事業

食肉処理、加工、販売事業者等に対して、食肉流通の合理化、衛生基準の高度化等に必要な施設等の貸付を行う。

(4) 生乳流通効率化支援リース事業

生産者団体、牛乳販売業者等に対して、生乳等の流通の効率化に必要な施設等の貸付を行う。

3 事業主体 (財) 畜産環境整備機構

4 貸付枠 3,755百万円

(うち、(1)の事業の貸付枠：2,000百万円)

担当課 代表03-3502-8111

(1)及び(2)の事業 生産局畜産部畜産企画課

内線4890 担当者：杉中、鎌田

(3)の事業 生産局畜産部食肉鶏卵課

内線4943 担当者：関川、井戸

(4)の事業 生産局畜産部牛乳乳製品課

内線4933 担当者：富澤、上田

畜産環境整備リース事業

貸付施設等及びその貸付期間

(1) 家畜ふん尿処理施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
ふん尿処理施設	たい肥舎、たい肥舎(屋根掛け)、乾燥舎、発酵舎、たい肥置き場、貯留槽、浄化槽、副資材置き場(主としてコンクリート製のもの)	17
	発酵舎、たい肥置き場、副資材置き場(主として金属製のもの)	14
	貯留槽、浄化槽(主としてFRP製のもの)	8
	ふん尿処理施設用屋根(主として金属のもの)	14
	ふん尿処理施設用屋根(主として木製のもの)	5
ふん尿処理機械 ・装置	発酵機(装置)、攪拌乾燥機(装置)、火力乾燥機、送風機(装置)、換気扇、ふん尿焼却炉、鶏ふんボイラー、固液分離機、汚水攪拌機、ばっ気装置、浄化装置	7
運搬用機具	フロントローダー、フォークリフト、コンベアー、トレーラー、動力運搬車、搬送装置、パネルボックス、トラクター、ショベルローダー	7
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車	4
散布機	マニアスプレッター、バキュームカー(けん引式のもの)、尿ポンプ、ブロードキャスト、レインガン	7
作業用機械	バーンクリーナー、ピットクリーナー、スクレッパー、集ふん機、集ふん車、袋詰機、袋詰装置、粉碎機、成型圧縮機	7
悪臭防止用機械 ・装置	換気装置、換気扇、脱臭装置	7

(2) 飼料の生産、給与等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
飼料貯蔵用施設	飼料貯蔵施設(主としてコンクリート製のもの)	17
	飼料貯蔵施設(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵施設(主としてFRP製のもの)	8
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として金属製のもの)	14
	飼料貯蔵用施設用屋根(主として木製のもの)	5
飼料作物生産・ 調整用機械	ハーベスター、モア、カッター、レーキ、ヘーベラー、ロールペーラー、テッター、ヘーメーカー、ロータリー、ブローアー、デストリビューター、アンローダー、ベールグラブ、ラッピングマシン、栽培管理用機械	7
飼料調整用機械	飼料混合機、飼料攪拌機、給餌装置	7
運搬用機械	トラクター、動力運搬車、フロントローダー、ショベルローダー、コンベアー、トレーラー、ファームワゴン、ホイスト	7
	トラック	5
	ダンプカー、軽自動車	4

(3) 家畜飼養管理等施設等

項 目	品 目	貸付期間 (年)
家畜管理機械・ 装置	カーフハッチ、飲水機、給水装置、管理柵、搾乳装置、バルククーラー、牛床マット、スタンション、噴霧機(装置)、洗浄機(装置)、消毒機、ボイラー、暖房装置、秤量機、発情発見機、搾乳ユニット自動搬送装置、集卵装置、汚卵洗浄機、エコフィード給餌システム	7

- 注 1 本表は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1、第2から引用したものである。
- 2 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき別途定めるものとする。

4 農林漁業セーフティネット資金の概要

【一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金の借入れ】

自然災害や、社会的・経済的環境変化等により、農林漁業経営の維持安定が困難な農林漁業者に対し、一時的影響に緊急的に対応するために必要な長期資金を日本政策金融公庫が融資します。

1. 借入対象者

- ① 認定農業者(※1)
- ② 主業農林漁業者(農林漁業所得が総所得の過半(法人にあっては総売上高の過半)を占めるもの又は粗収益が200万円以上(法人にあっては1,000万円以上)であるもの)

③ 認定新規就農者(※2)

④ 集落営農組織

(※1) 認定農業者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

(※2) 認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた方をいいます。

2. 借入条件

(1) 資金の用途

- ① 災害(台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害)により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金
- ② 法令に基づく行政処分(BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等)により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金
- ③ 社会的・経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合(※)に農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金

(※) 売上の減少(前期比10%以上)、所得率が前期に比べ悪化、農林水産物価格の低下又は資材等(原油、飼料等)の価格高騰、取引先の破綻による売掛金の回収不能など

- (2) 借入限度額
- ① 簿記記帳を行っている場合：年間経営費の3/12又は粗収益の3/12に相当する額のいずれか低い額
 - ② ①以外の場合：600万円

(3) 借入金利：借入期間に応じて、0.40～0.55% (平成26年4月18日現在)

(4) 償還期限：10年以内(うち据置期間3年以内)

3. 取扱融資機関

(株)日本政策金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄公庫)

4. 利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(公庫・農協・銀行等)に必要書類(※)を提出

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。

5. 問い合わせ先

□(株)日本政策金融公庫の各支店(本店フリーコールTEL:0120-926-478)

□沖縄公庫(TEL:098-941-1840)

□最寄りの信用農協連合会 など

5 畜産特別支援資金融通事業

1 事業の目的

負債の償還が困難な大家畜及び養豚経営に対し、長期・低利の借換資金の融通を行うことにより、経営の安定及び後継者への経営継承の円滑化を図る。

2 事業の内容（畜産特別資金）

負債の償還が困難な畜産経営に対し、以下の支援を実施。

- (1) 経営継続・償還能力の向上を図るための経営改善指導
中央・県支援協議会による指導、借受者の経営状況の調査、把握に基づく経営改善指導
- (2) 償還負担を軽減するための長期・低利の借換資金融通

① 大家畜・養豚特別支援資金

負債の償還が困難な畜産経営に対し、長期・低利の借換資金を融通するとともに、経営改善指導及び債務保証に対する支援を行う。

・貸付条件（利率は平成26年4月18日現在）

	経営改善資金			経営継承資金
	一般	特認	残高借換	
償還期限	15年以内		25年以内	
うち据置期間	7年以内		15年以内	
貸付利率	1.00%以内			
利子補給率	1.01%			

・融資枠（平成25～29年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）

② 畜産経営改善緊急支援資金

配合飼料価格高騰等により急速に悪化している経営に対し、償還困難な負債の一括借換、貸付当初2年間無利子、債務保証への支援強化により支援。

・貸付条件（利率は平成26年4月18日現在）

	残高借換
償還期限	25年以内
うち据置期間	15年以内
貸付利率	1.00%以内（但し、貸付当初2年間は無利子）
利子補給率	1.01%

② 融資枠（平成25～26年度）500億円（大家畜450億円、養豚50億円）

3 融資機関 農協、農協連、農林中央金庫、銀行等

4 事業実施主体 （公社）中央畜産会

（ 担当課：生産局畜産部畜産企画課
代表 03-3502-8111 内線 4893
担当者：川本、幸野 ）

写

26生畜第222号

平成26年5月2日

一般財団法人畜産環境整備機構

理事長 堤 英 隆 殿

農林水産省生産局畜産部畜産企画課長

豚流行性下痢の発生に対する畜産環境整備リース事業の周知について

平素より畜産環境対策の推進に格別のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、昨年10月に我が国で7年ぶりに豚流行性下痢（PED）の発生が沖縄県で確認されて以降、茨城県、鹿児島県、宮崎県など33道県で相次いで確認されています。

本病のウイルスは感染豚の糞便中に大量に排せつされ、この糞便を介して直接又は間接的に他の豚に経口感染して伝播するため、本病の病原体を拡散させないためには、畜舎や農場に出入りする人・車両等の洗浄・消毒といった飼養衛生管理の徹底が必要であり、また、排せつ物の完熟発酵や野生動物との接触を避ける保管管理を行うなど、適切に排せつ物を取り扱う必要があります。

このため、それらの対策に求められる家畜飼養管理等施設等や家畜ふん尿処理施設等に必要な機械・装置等については、畜産環境整備リース事業が活用できることを関係団体等を通じて広く周知されるようお願いいたします。

なお、都道府県畜産主務部長に対して別添写しのとおり依頼したので御了知願います。